

差別をなくすことで 障害のある人もない人も 共に生きる社会をつくろう

この法律は、障害を理由とした差別の解消を推進することで、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指すことを目的としています。

この法律の対象は、行政機関や民間事業者等です。個人的に障害のある方と接する場合や、個人の思想、言論等は対象にしていません。



ポイントは、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等による、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供が禁止されたことです。

民間事業者における合理的配慮の提供は努力義務となります。

解消法 障害者差別

4月1日施行されます



不当な差別的取り扱い

- ◆お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。
- ◆アパート契約のときに障害があることを伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- ◆習い事の教室などで、障害があることを理由に入会を断られた。

※ただし、合理的な理由があり、断らざるを得ない場合などは、これに該当しないことがあります。



合理的配慮の不提供

- ◆災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。
- ◆役所の会議に呼ばれたので、「知的障害があるため分かりやすく説明してくれる人が必要だ」と伝えていたが、用意してもらえなかった。
- ◆目が見えないことを伝えたのに、書類の内容を読み上げるなどの対応してもらえなかった。

障害者雇用促進法も改正されます

障害者差別解消法の施行とともに、障害者雇用促進法も一部改正され、4月1日に施行されます。

- ①障害者に対する差別の禁止
雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止します。
- ②合理的配慮の提供義務
事業主に対し、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善することを義務づけます(例外あり)。
- ③雇用する障害者からの苦情解決を努力義務化
事業主に対し①②に関する苦情解決が努力義務化。

障害者差別の相談は…

福祉事務所
☎53-3117
高知地方法務局香美支局
☎52-3049

人権擁護委員による人権相談の日程は、市民カレンダーに掲載しています。